

社会福祉法人養正会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養正会(以下「法人」という。)の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員、苦情対応第三者委員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員、苦情対応第三者委員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会への出席報酬等)

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表 1 により報酬及び費用弁償費を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び費用弁償費を支払う。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び費用弁償費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び事業所(法人が設置運営する事業所をいう。)(以下「法人及び事業所」という。)の運營業務に従事し、かつ理事会、評議員会等へ出席することへの月額報酬は別表 2 により報酬及び費用弁償費を支払う。ただし、月 6 日以上の運營業務を行うこととする。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営に従事したときは、別表 2 により報酬及び費用弁償費を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営に従事したときは、別表 2 により報酬及び費用弁償費を支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは別表 1 により報酬及び費用弁償費を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他に理事長の命を受けて法人及び事業所の運営に従事したときは、別表 2 により報酬及び費用弁償費を支払う。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表 2 により報酬及び費用弁償費を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人および事業所の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び費用弁償費並びに旅費等を支給する。

- 2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。
- 3 本規程に定めがない場合は、別に定める社会福祉法人 養正会 出張旅費規程(以下「出張旅費規程」という。)に従い支給する。
- 4 理事長に対する、出張旅費規程第 5 条(交通費、日当、宿泊料)の日帰り日当は支給しない。

(重複支給の防止)

第8条 役員が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬は支給しない。

- 2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第 4 条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表 1 に掲げる報酬及び費用弁償費は、支給しない。
- 3 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。
- 4 本規程と出張旅費規程を重複して適用しない

(改正)

第9条 本規程の改定は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1(第 3 条・第 5 条関係)

名 称	報 酬	費 用 弁 償 費
理 事 会	日額 6,000 円	実費額。 自家用車の場合 八戸市、階上町は 500 円 上記以外は実費額
評 議 員 会	日額 6,000 円	
評議員選任・解任委員会	日額 6,000 円	

別表 2(第 4 条・第 5 条・第 6 条関係)

名 称	報 酬	費 用 弁 償 費
理 事 長	月額 100,000 円	実費額 自家用車の場合 八戸市、階上町は 500 円 上記以外は実費額
理事及び評議員	日額 8,000 円	
監 事	日額 8,000 円	
苦情対応第三者委員	日額 6,000 円	

別表 3(第 7 条関係)

旅 費	基準宿泊費	報 酬	費用弁償費
実 費	1 泊 10,000 円	日額 8,000 円	実 費 額